

附則
 (施行期日)
 1 この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。
 (経過措置)

2 平成二十六年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。)による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令第二百六十七号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令
 内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)の施行に伴い、及び土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。
 第八条中「属する」の下に「事務のうち、次に掲げる事務以外の」を、「法中」の下に「前段に規定する事務に係る」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 法第三条第一項の指定に関する事務
- 二 法第三十二条第一項の指定の更新に関する事務
- 三 法第三十五条第三項及び第三十七条第一項及び第四十条の規定による届出の受理に関する事務
- 四 法第三十六条第三項及び第三十九条の規定による命令に関する事務
- 五 法第四十二条の指定の取消しに関する事務
- 六 法第四十三条の公示に関する事務
- 七 法第五十四条第五項の報告及び立入検査に関する事務

附則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

環境大臣 石原 伸晃
 内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令第二百六十八号
 薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
 内閣は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
 薬事法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十一月二十五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎
 総務大臣 新藤 義孝
 法務大臣臨時代理
 国務大臣 古屋 圭司
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 下村 博文
 厚生労働大臣 田村 憲久
 農林水産大臣 林 芳正
 経済産業大臣 茂木 敏充
 国土交通大臣 太田 昭宏
 環境大臣 石原 伸晃
 防衛大臣 小野寺五典

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 麻生 太郎

政令第二百六十九号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
 内閣は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行に伴い、並びに同法附則第一百条及び関係法律の規定に基づき、並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)を実施するため、この政令を制定する。

- 第一章 関係政令の整備等(第一条―第十七条)
- 第二章 経過措置(第十八条―第二十四条)

附則

第一章 関係政令の整備等

第一条 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
 第一条の前に次の目次及び章名を付する。

- 目次
- 第一章 総則(第一条・第二条の二)
 - 第二章 薬局(第一条の三―第二条の二)
 - 第三章 医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造販売業及び製造業(第三条―第三十五条)